

第11回袖ヶ浦市農業委員会総会議事録

- 1 開催月日 2月5日(木)午後2時00分
- 2 開催場所 袖ヶ浦市農業センター講習室
- 3 定数及び現員数 定員16名 現員16名
- 4 出席委員 16名
 - 1番 藤城安男
 - 2番 鈴木昭雄
 - 3番 注連野千佳代
 - 4番 長島正人
 - 5番 柴寄正博
 - 6番 倉田一夫
 - 7番 吉田悟
 - 8番 山田一宏
 - 9番 浦野和幸
 - 10番 切替絵美
 - 11番 高橋広幸
 - 12番 石渡正明
 - 13番 石川和利
 - 14番 渡邊美代子
 - 15番 笹生篤
 - 16番 泉類岩男
- 5 出席事務局職員 4名
 - 平野事務局長
 - 石井副主幹
 - 鈴木主査
 - 尾崎主事
- 6 本日の会議に付議した議案は次のとおりである。
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第3号 令和7年度第10次農用地利用集積等促進計画書(案)の承認について
- 7 報告事項
 - (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出関係
 - (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出関係

◎開 会

令和8年2月5日午後2時00分 開会

- 議長（注連野千佳代君） ただいまより、第11回農業委員会総会を開会します。
ただいまの出席委員は、16名中、16名出席ですので、会議は成立します。

◎議事録署名委員の指名

- 議長（注連野千佳代君） 日程第1、議事録署名人の指名を行います。
13番石川和利委員、14番渡邊美代子委員を指名いたします。
よろしくお願ひいたします。

◎議案第1号 農地法第3条にの規定による許可申請について

- 議長（注連野千佳代君） 日程第2、これより議案の審査を行います。
議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請を議題とします。
議案第1号整理番号1について事務局に説明を求めます。

- 事務局（鈴木良宏君） 事務局の鈴木です。

議案第1号整理番号1について、ご説明いたします。

議案1ページをご覧ください。

申請内容は、市外在住の個人が、妻の出身地である〇〇〇へ移住した個人から売買により所有権移転するものです。

総会資料1ページの位置図をご覧ください。

現地を確認いたしましたところ、現地ではキャベツが栽培されていました。

周辺の農地や申請地西側に隣接する農地を譲受人の父が所有し、申請地も含め袖ヶ浦市内の農業者に手伝ってもらいながら耕作しているとのことで、今回、譲受人においては、今後、父の後を継ぐので取得して引き続きキャベツを栽培するとのことです。

総会資料2ページから9ページに許可申請書、営農計画書、〇〇〇発行の農業経営の実態証明を添付しております。

譲受人は、父所有の農地に隣接しており耕作に便利のため取得したいとのことです。

譲渡人は、〇〇〇に住んでおり管理できないので売却したいとのことです。

農地法第3条許可要件である、

1. 全部効率利用要件につきましては、住所地である〇〇〇および袖ヶ浦市に所有する農地について非耕作地はありません。

農機具等の所有状況等については、総会資料3ページに記載されておりますのでご確認ください。

田の耕作については総会資料4ページ、10その他参考となるべき事項に委託先等が記載されております。袖ヶ浦市における畑作については、袖ヶ浦市内の農業者に手伝ってもらって作業しているとのことです。

2. 農作業常時従事日数につきましては、基準の150日以上従事していることから、要件を満たしています。

3. 周辺地域との関係につきましては、総会資料6ページに記載されております。

総会資料10ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見、及び現地調査の報告を求めます。

6番倉田一夫委員。

○6番（倉田一夫君） 6番倉田です。

1月20日、事務局職員と現地を確認いたしました。

現地は、キャベツが栽培されておりました。

事務局からの説明にもありましたが、今後も引き続きキャベツを栽培するとのことですので特に問題ないと思います。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

○議長（注連野千佳代君） 議案第1号整理番号1について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。

よって議案第1号整理番号1については、許可と決定します。

次に、議案第1号整理番号2について事務局に説明を求めます。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局の鈴木です。

議案第1号整理番号2について説明いたします。

議案2ページから3ページをご覧ください。申請内容は、市内の個人が、市内在住の個人が所有する農地8筆を売買により取得しようとする案件です。

総会資料11ページの位置図をご覧ください。

現地を確認したところ、現地は耕うんされていました。

総会資料12ページから18ページに許可申請書、営農計画書を添付しております。

本件申請につきましては、譲渡人につきましては、高齢となり後継ぎがないことから離農したいとのことです。

譲受人においては、借りていた農地であり、農業経営拡大のため取得したいとのことです。

農地法第3条許可要件である、

1. 全部効率利用要件につきましては、非耕作地は無く所有する農機具等については、総会資料14ページの8に記載されております。

2. 農作業常時従事日数につきましては、基準の150日以上従事していることから、要件を満たしています。

3. 周辺地域との関係につきましては、総会資料17ページに記載されております。総会資料19ページから24ページに現地の写真を添付しております。

説明は、以上です。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見、及び現地調査の報告を求めます。

5番柴寄正博委員。

○5番（柴寄正博君） 5番柴寄です。

1月20日、事務局職員と現地を確認いたしました。

申請地は、全て耕うんされていました。

これまで借りて耕作していた農地とのことであり、特に問題はないと思われま

す。皆様のご審議をお願いします。

○議長（注連野千佳代君） 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

議案第1号整理番号2について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。

よって議案第1号整理番号2については、許可と決定します。

次に、議案第1号整理番号3について事務局に説明を求めます。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局の鈴木です。

議案第1号整理番号3について説明いたします。

議案4ページから5ページをご覧ください。申請内容は、市内の法人が、市内在住の個人が所有する農地7筆を売買により取得しようとする案件です。

今回の申請地は、これまで、譲受人である法人が耕作していた農地で、譲受人である法人は農地所有適格法人の要件を満たしています。

総会資料25ページの位置図をご覧ください。

現地を確認したところ、現地は土地改良事業に伴う工事が行われ農地を集約して区画整理されており、申請地に該当する田は耕うんされていました。

総会資料26ページから35ページに許可申請書、農地所有適格法人としての事業等の状況、営農計画書を添付しております。

本件申請につきましては、譲渡人につきましては、高齢となり耕作管理ができないことから離農したいとのことです。

譲受人においては、借りていた農地であり、農業経営拡大安定のため取得したいとのことです。

農地法第3条許可要件である、

1. 全部効率利用要件につきましては、非耕作地は無く所有する農機具等については、総会資料29ページの8に記載されております。

2. 農作業常時従事日数につきましては、基準の150日以上従事していることから、要件を満たしています。

3. 周辺地域との関係につきましては、総会資料34ページに記載されております。

総会資料36ページに現地の写真を添付しております。

説明は、以上です。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見、及び現地調査の報告を求めます。

8番山田一宏委員。

○8番(山田一宏君) 8番山田です。

1月20日、事務局職員と現地を確認いたしました。

申請地は、田で耕うんされていました。

土地改良により農地が集約され耕作しやすくなりますので特に問題はないと思われ
ます。

皆様のご審議をお願いします。

○議長(注連野千佳代君) 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(注連野千佳代君) 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(注連野千佳代君) 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

議案第1号整理番号3について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長(注連野千佳代君) 賛成全員でございます。

よって議案第1号整理番号3については、許可と決定します。

次に議案第1号整理番号4について議題とします。

議案第1号整理番号4について事務局の説明を求めます。

○事務局(鈴木良宏君) 事務局の鈴木です。

議案第1号整理番号4についてご説明いたします。

議案の5ページをご覧ください。

申請内容は、市外の法人が市内在住の個人が所有する農地1筆を売買により取得しよ
うとする案件です。

譲受人は、前回の総会でご質問がありましたが、〇〇〇は、グループ企業内において
農業部門を担当する法人で農地所有適格法人の要件を満たしています。

総会資料37ページの位置図をご覧ください。

現地を確認したところ、南側の一部でキャベツが栽培され、中央部の北側寄りにたい肥置き場とコンテナを利用した倉庫がありました。

倉庫の設置については、農地法における手続きを受けています。

現在、南側で栽培されているキャベツの収穫が終わったら、現耕作者が農地を明け渡すとのことで、隣接する東側の畑も借りてサツマイモ、ニンジン栽培するとのことです。

総会資料38ページから47ページに許可申請書、農地所有適格法人としての事業等の状況、営農計画書、〇〇〇でも営農していますので、〇〇〇が交付した農業従事、農業経営の実態証明書、48ページから50ページに申請地の土地利用計画図と合わせて周辺地域で既に営農している農地、今後貸借する予定の農地の位置図を添付しています。

譲受人は、今後も周辺地域で営農を続けるために必要であるとの判断から、貸借若しくは購入したいと譲渡人に説明したところ、売却に応じてくれたとのことです。

農地法第3条許可要件である、

1. 全部効率利用要件につきましては、非耕作地はなく、農機具等については、問題ないと思われま
2. 農作業常時従事日数につきましては、基準の150日以上従事していることから、要件を満たしています。
3. 周辺地域との関係につきましては、総会資料45ページに記載されております。

現地調査時において、北側にパレットや農業用資材等が散乱しておりました。

これらの取り扱いについては、譲渡人が撤去する契約となっており総会資料51ページの農地売買契約書の第7条第2項に記載されております。

もし、契約期限内に撤去されなかった場合は譲受人が撤去するとのことで、52ページに譲受人からの申出書の写しを添付しています。

申出書の3、撤去未履行時の対応について記載されております。

農作業用資材等を片付けた後は、サツマイモ、ニンジンを栽培する計画で総会資料4
9ページの土地利用計画図に記載されております。

総会資料53ページから56ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です、ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○議長（注連野千佳代君） 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見、及
び現地調査の報告を求めます。

2番鈴木昭雄委員。

○2番（鈴木昭雄君） 2番鈴木です。

1月21日、事務局職員と現地を確認いたしました。

申請地は、南側に畑、中央北寄りにたい肥置き場と、倉庫があり、北側は農業用資材
等が散乱していました。

農地としては使いにくい形状をしておりますが、先程事務局からの説明にもありまし
たが、譲受人においては、今後も営農するために必要とのことであり、散乱した農業用
資材等も片付けられるのであれば、周辺農地が有効に利用されることとなりますので、
問題ないと思われま。

皆様のご審議をお願いします。

○議長（注連野千佳代君） 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

○14番（渡邊美代子君） 14番渡邊です。

資材が置いてあり、土が固そうに見える農地がありますが、耕作できるのしょう
か。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局の鈴木です。

資材につきましては、契約書が添付されており、所有権移転後に譲受人が撤去するこ
ととなっております。

撤去後は耕うんし、サツマイモを耕作する予定です。

○議長（注連野千佳代君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

議案第1号整理番号4について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。

よって議案第1号整理番号4については、許可と決定します。

次に議案第1号整理番号5について議題とします。

議案第1号整理番号5について事務局の説明を求めます。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局の鈴木です。

議案第1号整理番号5について、ご説明いたします。

議案5ページをご覧ください。

申請内容は、市内在住の個人が市内在住の個人から売買により所有権移転するものです。

総会資料57ページの位置図をご覧ください。

現地を確認いたしましたところ、田で耕うんされていました。

総会資料58ページから63ページに許可申請書、営農計画書を添付しております。

譲渡人は、高齢となり維持管理ができないので売却したいとのことです。

譲受人は、自作地に近く、耕作に便利のため取得したいとのことです。

農地法第3条許可要件である、

1. 全部効率利用要件につきましては、非耕作地はなく所有する農機具等については、総会資料59ページの8に記載されております。

2. 農作業常時従事日数につきましては、基準の150日以上従事していることから、要件を満たしています。

3. 周辺地域との関係につきましては、総会資料62ページに記載されております。
総会資料64ページから65ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見、及び現地調査の報告を求めます。

11番高橋広幸委員。

○11番（高橋広幸君） 11番高橋です。

1月20日、事務局職員と現地を確認いたしました。

申請地は田で耕うんされておりました。

今年から作付けできるように苗も用意しているとのことでした。

特に問題はないと思われまます。

皆様のご審議をお願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

議案第1号整理番号5について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。

よって議案第1号整理番号5については、許可と決定します。

◎議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

○議長（注連野千佳代君） 次に、議案第 2 号、農地法第 5 条の規定による許可申請を議題とします。

議案第 2 号整理番号 1 について事務局の説明を求めます。

○事務局（石井和樹君） 事務局の石井です。

議案第 2 号の整理番号 1 について、ご説明いたします。

議案 6 ページをご覧ください。

本件は、市内の法人が、市内在住の所有者から農地 2 筆を売買により取得し、建築条件付売買予定地として転用しようとする案件であり、土地の所在、権利関係等は、議案記載のとおりです。

なお、全体の事業区域としましては、農地以外の原野、雑種地を含めると、〇〇〇㎡となります。

今回の転用目的であります建築条件付売買予定地については、新しい委員さんになってから初めての案件ですので、簡単にご説明させていただきます。

過去の農地転用許可制度では、分譲住宅を目的とした農地転用については、建売分譲住宅の場合に限り転用が可能であり、宅地造成のみを行った宅地分譲については、転用不可とされておりました。

しかしながら、近年の状況を踏まえ、現在は従来の建売分譲住宅以外に、宅地として造成した後、土地の売買を行う際、購入者と建設業者が、一定期間内に建築請負契約が成立することを条件とする、建築条件付の分譲住宅についても、転用許可が認められることとなっております。

それでは、総会資料 6 6 ページの位置図をご覧ください。

申請地は、市街化区域に近接する農地で、その規模がおおむね 10 ヘクタール未満であることから、第 2 種農地と判断されます。

総会資料 6 8 ページをご覧ください。

今回、農地転用の対象となる農地は、太枠で囲まれた部分となります。

その他の土地については、既に登記地目が、原野と雑種地に変更されており、農地ではないことから、転用対象外となっております。

総会資料69ページをご覧ください。

今回、農地転用の対象となる農地は、太枠で囲まれた部分となります。

土地利用については、〇〇〇区画分の住宅用地を整備する計画となっております。

排水関連については、雨水については、宅内に排水桝を設け、新設道路側溝へ放流し、汚水・雑排水については、合併浄化槽で処理後、新設道路側溝へ放流します。

造成計画については、〇〇〇の山林から採取した山砂にて、最大で〇〇〇c mの盛土を行う計画であり、市の廃棄物対策課に対して、手続が行われております。

所要資金については、金融機関からの借入により賄う計画となっております。

総会資料70ページから71ページに建物の平面図及び立面図を、72ページに現地の写真を添付しております。

なお、この開発にかかる一連の協議関係では、袖ヶ浦市宅地開発事業指導要綱の規定による事前協議の取りまとめが、市の都市計画課において行われており、既に協定書の締結がなされております。

説明は以上です。ご審議の程、よろしく願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見、及び現地調査の報告を求めます。

4番長島正人委員。

○4番（長島正人君） 4番長島です。

1月21日、事務局職員と現地調査を行いました。

申請地は、事務局から説明のあった場所で、住宅の建築が盛んに行われている場所です。

周辺には、一部農地が残っておりますが、耕作されておらず、申請内容も、建築条件の付いた住宅の分譲ということですので、特に問題ないと思われれます。

ご審議のほど、よろしく願いします。

○議長（注連野千佳代君） 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

○11番（高橋広幸君） 11番高橋です。

資金所要額については、申請農地のみの金額でしょうか。

○事務局（石井和樹君） 事務局の石井です。

申請農地を含めた事業区域全体の金額となります。

○議長（注連野千佳代君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

議案第2号整理番号1について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。

よって議案第2号整理番号1については、許可相当と決定します。

次に、議案第2号整理番号2について事務局の説明を求めます。

○事務局（石井和樹君） 事務局の石井です。

議案第2号の整理番号2について、ご説明いたします。議案6ページをご覧ください。

本件は、市外在住の個人が、市内在住の個人が所有する農地2筆を売買により取得し、専用住宅用地として転用しようとする案件であり、土地の所在、権利関係等は、議案記載のとおりです。

総会資料73ページの位置図をご覧ください。

申請地は、鉄道駅の周囲おおむね500メートル以内の区域にあることから、第2種農地と判断されます。

総会資料75ページの土地利用計画図をご覧ください。

土地利用計画については、専用住宅1棟を整備する計画です。

排水計画については、汚水・雑排水は合併浄化槽にて処理後、水路へ放流し、雨水については、雨水浸透柵を設置の上、宅地内処理を行い、オーバーフロー分は水路に放流します。

造成計画については、切土・盛土はなく、場内移動のみの計画です。

現地は畑の形態でしたが、登記地目が田となっていたことから、申請代理人を通じて、譲渡人に確認したところ、経緯は不明ですが、過去から畑として利用していたとのことです。

所要資金については、自己資金と金融機関からの借り入れにより賄う計画となっております。

総会資料76ページから77ページに建物平面図及び立面図を、
78ページに現地写真を添付しております。

説明は以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見、及び現地調査の報告を求めます。

16番泉類岩男委員。

○16番（泉類岩男君） 16番泉類です。

1月21日、事務局職員と現地調査を行いました。

申請地は、事務局から説明のあった場所で、○○○は住宅地となっている場所です。

昨年度、申請地の道路向かいの土地に、今回と同様に農地転用が許可となり、住宅が新築されている場所ですので、特に問題ないと思います。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

議案第2号整理番号2について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。

よって議案第2号整理番号2については、許可相当と決定します。

◎議案第3号 令和7年度第10次農用地利用集積計画書（案）の承認について

○議長（注連野千佳代君） 次に、議案第3号令和7年度第10次農地利用集積計画書（案）の承認についてを議題とします。

議案第3号について、事務局に説明を求めます。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局の鈴木です。

議案第3号、令和7年度第10次農用地利用集積等促進画書（案）についてご説明いたします。

議案第3号は別冊となっております。

本件は、令和8年1月19日付けで、袖ヶ浦市長より農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、農業委員会総会へ付議された、この計画（案）に対する農業委員会の意見を求めるものです。

計画書（案）5ページをご覧ください。

今回の計画（案）、各筆明細整理番号33については中間管理事業による利用権設定です。

設定する権利は賃借権で、契約期間は10年です。

説明は以上です。ご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 事務局の説明が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

本案件は、農業委員会として、この計画に意見がある場合は、その意見を市長に対して報告することとなります。

農業委員会として、意見はございませんか。

〔意見なし〕

○議長（注連野千佳代君） 意見はないようですので、採決します。

議案第3号について、原案のとおりとし、意見なしと決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。

よって議案第3号については、原案のとおりとし、意見なしで報告いたします。

◎報告事項 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出関係
農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出関係

○議長（注連野千佳代君） 次に日程第3、報告事項に入ります。

事務局に説明を求めます。

○事務局（尾崎祐統君） 事務局の尾崎です。

袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7号の規定に基づき、局長専決にて処理した案件について報告いたします。

議案7ページから10ページをご覧ください。

今回報告する案件は、令和7年12月1日から12月31日までに専決処理した案件となります。

協議報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出書の提出は1件でございます。

協議報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出書の提出は7件でございます。

報告は、以上でございます。

◎その他

○議長（注連野千佳代君） その他、委員から何かありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 事務局から何かありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 本日の日程はすべて終了しました。

これをもちまして、第10回農業委員会総会を閉会します。お疲れ様でした。

◎閉 会 令和8年度2月5日午後2時50分 閉会